

基本部分(介護保険1割・2割・3割負担)(通常規模型)

基本サービス部分	要介護1				要介護2				要介護3			
	料金(円)			単位数	料金(円)			単位数	料金(円)			単位数
	1割	2割	3割		1割	2割	3割		1割	2割	3割	
1時間以上2時間未満	399	797	1,195	366	430	860	1,290	395	464	927	1,391	426
2時間以上3時間未満	414	827	1,241	380	475	949	1,424	436	538	1,075	1,613	494
3時間以上4時間未満	539	1,078	1,616	495	624	1,247	1,871	573	708	1,415	2,122	650
4時間以上5時間未満	615	1,230	1,845	565	711	1,421	2,132	653	807	1,613	2,419	741
5時間以上6時間未満	695	1,389	2,083	638	820	1,639	2,458	753	943	1,885	2,827	866
6時間以上7時間未満	799	1,598	2,396	734	945	1,889	2,834	868	1,086	2,172	3,258	998

基本サービス部分	要介護4				要介護5			
	料金(円)			単位数	料金(円)			単位数
	1割	2割	3割		1割	2割	3割	
1時間以上2時間未満	496	991	1,486	455	530	1,060	1,590	487
2時間以上3時間未満	600	1,199	1,799	551	662	1,324	1,985	608
3時間以上4時間未満	816	1,632	2,448	750	923	1,846	2,768	848
4時間以上5時間未満	930	1,859	2,788	854	1,052	2,103	3,154	966
5時間以上6時間未満	1,088	2,176	3,264	1,000	1,232	2,464	3,695	1,132
6時間以上7時間未満	1,255	2,509	3,764	1,153	1,420	2,840	4,260	1,305

※3時間以上4時間未満:12単位・4時間以上5時間未満:16単位・5時間以上6時間未満:20単位・6時間以上7時間未満:24単位の
リハビリテーション提供体制加算が加算されています。

加算料金(介護保険1割・2割・3割負担)

項目	料金(円)			単位数	備考
	1割	2割	3割		
入浴介助加算 I	44	88	131	40	入浴介助を行なった場合
入浴介助加算 II	66	131	196	60	個別の入浴計画を作成し、入浴介助を行った場合
リハビリマネジメント加算A11 (6か月以内)	610	1,219	1,828	560	リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、その内容を医師へ報告している場合
リハビリマネジメント加算A12 (6か月超)	262	523	784	240	リハビリテーション会議を3月に1回以上開催し、その内容を医師へ報告している場合
リハビリマネジメント加算A21 (6か月以内)	646	1,291	1,936	593	リハマネA1の要件に加えリハビリテーション計画を厚生労働省へ提出し、当該情報その他リハビリテーションに適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
リハビリマネジメント加算A22 (6か月超)	298	595	892	273	
リハビリマネジメント加算B11 (6か月以内)	904	1,807	2,710	830	リハビリテーション会議を1月に1回以上開催し、医師がリハ計画について説明している場合
リハビリマネジメント加算B12 (6か月超)	555	1,110	1,665	510	リハビリテーション会議を3月に1回以上開催し、医師がリハ計画について説明している場合
リハビリマネジメント加算B21 (6か月以内)	939	1,878	2,817	863	リハビリテーション会議を1月に1回以上開催、医師がリハ計画について説明し厚生労働省に報告している場合
リハビリマネジメント加算B22 (6か月超)	591	1,182	1,773	543	リハビリテーション会議を3月に1回以上開催、医師がリハ計画について説明し厚生労働省に報告している場合
短期集中個別リハ加算	120	240	360	110	退所・退院後3ヶ月以内の方
認知症短期集中リハ加算 I	262	523	784	240	認知症の方に集中的なリハビリテーションを個別に提供した場合
認知症短期集中リハ加算 II	2,089	4,178	6,267	1920	生活機能の向上に資するリハビリテーションを月4回以上実施する場合
生活行為向上リハ実施加算 (6か月以内)	1,360	2,720	4,080	1250	生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーション実施計画を定めてリハビリテーションを実施している場合
若年性認知症受入加算	66	131	196	60	若年性認知症の方に通所リハビリテーションを提供した場合
栄養アセスメント加算	55	109	164	50	栄養アセスメントを実施し、説明・相談等を必要に応じて対応している場合
栄養改善加算	218	436	653	200	摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成している場合
口腔・栄養スクリーニング加算 I	22	44	66	20	口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、担当介護支援専門員に情報を提供している場合
口腔・栄養スクリーニング加算 II	6	11	17	5	口腔・栄養スクリーニング加算 I に加え、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合
口腔機能向上加算 I	164	327	490	150	口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に評価している場合
口腔機能向上加算 II	175	349	523	160	口腔機能向上加算 I に加え、当該計画等の情報を厚生労働省へ提出し口腔衛生管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
重度療養管理加算	109	218	327	100	要介護度3以上で、頻回な吸引・人口呼吸器使用・気管切開・胃ろう等が行なわれている場合
中重度者ケア体制加算	22	44	66	20	中重度要介護者を積極的に受け入れ、職員をして基準より多く確保している場合
科学的介護推進体制加算	44	88	131	40	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合
送迎減算	-52	-103	-154	-47	事業所が送迎を行わない場合
移行支援加算	14	27	40	12	リハビリテーション終了者が他事業所へ移行するにあたりリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する場合
サービス提供体制加算 I	24	48	72	22	介護福祉士の割合が基準以上の場合
感染症等対応加算					感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上総じている場合 所定単位数の3%加算
処遇改善加算 I					総単位数の4.7%
特定処遇改善加算 (I)					総単位数の2.0%
介護職員等ベースアップ等加算					総単位数の1.0%

* 介護保険に関する項目の料金(目安)は、所定の単位数に10.88円を乗じた額の1割、2割又は3割となっております。